

平成 25 年 10 月 31 日

各位

東京都品川区南大井 6 丁目 28 番 12 号  
株式会社 大 庄  
問い合わせ先 広報戦略室  
TEL03-5764-2270

### 調査委員会からの調査報告書の受領に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 24 日付「当社店舗における未成年者への酒類提供に関するお知らせとお詫び」にて公表いたしましたとおり、当社直営店舗「庄や 橋本北口店」（神奈川県相模原市）において未成年者に対して酒類を提供したとの嫌疑について、その事実関係を解明し、再発防止を図るために、当社内に外部有識者を中心とする「調査委員会」を設置して調査を進めてまいりました。

この度、調査委員会からの調査報告書を受領いたしましたので、その結果につき、別紙のとおりご報告いたします。

当社では、これまでも未成年者飲酒防止対策に取り組んでまいりましたが、今回の調査結果を重く受け止め、これまで以上に法令遵守についての指導・教育の徹底を図り、今回の教訓を生かす組織体制を構築し、再発防止に向けて全社をあげて取り組んで参ります。

\*本報告書では、個人情報等を考慮し、個人名については匿名としております。

なお、当社および元店長両名が書類送検された件については、いずれも平成 25 年 9 月 30 日付けで不起訴処分となりました。

以 上

# (調査委員会報告書要旨)

平成 25 年 10 月

## 第 1 調査委員会設置の目的及び経緯

平成 25 年 4 月 9 日、株式会社大庄(以下「当社」という。)の直営店である「庄や橋本北口店」が、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(以下「風営法」という。)違反(未成年者への酒類提供)の容疑により家宅捜索を受けるなどしたため、その原因が、奈辺にあるかを調査するとともに、法令違反の事実の防止策を講じる目的の下、社内に調査委員会を設置して調査した。

当委員会は、早速平成 25 年 4 月 27 日から、「庄や橋本北口店」の現場検証を行うとともに、社内委員などによる関係者からの聴き取り、社内調査において収集された関係資料の検討を行った。これらの聞き取りや調査結果を中心として、前後 6 回にわたり調査委員会における審議を重ね、報告書を取りまとめて提出するに至った。

## 第 2 調査委員会の構成

当調査委員会は、次に述べる委員長及び委員の 5 名により構成された。

- 委員長 松永榮治 (弁護士, 元名古屋高検検事長)
- 副委員長 山下永壽 (弁護士, 元東京地検公安部副部長)
- 委員 菊池正道 (税理士, 元国税庁酒税課企画官)
- 委員 平山 等 (取締役, 人事情報本部長)
- 委員 石川 斉 (広報戦略室長)

## 第 3 調査結果

- 1 当社では、昭和 59 年の風営法の改正以降、未成年者に対する酒類提供を防止するための様々な方策を講じてきたところ、本件の発生を受けて、平成 25 年 4 月 9 日以降、次のとおり改善を図っている。

### (1) 当社における改善状況

- ① 平成 25 年 4 月 19 日、「未成年飲酒撲滅マニュアル」「悩みすぐ相談解決マニュアル」を、次いで 4 月 23 日、「未成年飲酒防止ポスター」を全国・全店に配布した。
- ② 平成 25 年 5 月 2 日、名刺大の用紙に法令遵守事項を印刷した通称

「リーガルカード」を、アルバイトを含む全従業員に配布した。

(2) 「庄や橋本北口店」における改善状況

- ① 営業時間につき、午後11時00分以降の深夜営業を廃止した。
- ② 未成年者の存在が疑われる場合、グループの代表者に「お客様へのお願い」の記入を依頼して、未成年者に対する飲酒を防止するように依頼することとした。
- ③ 未成年のお客様には、一見して未成年者であることが識別できるエイジシールを着衣の胸部に貼付してもらうことにした。

2 関連する法令の遵守状況及び対応

当委員会は、当社におけるコンプライアンス強化の一環として、関連法令違反の事実がないかについて重点的調査を行ったが、その結果、平成25年9月28日現在において、本件風営法違反（未成年者への酒類提供違反）の事実以外に、関連する労働基準法・労働安全法・食品衛生法等法令違反の事実の存在は認められなかった。

第4 再発防止策の提言

1 法令遵守についての指導・教育の再徹底

当社では、未成年者には酒類を提供しないという基本方針をポスター配布やマニュアル作成、会議や研修等を通じて徹底させてきたものであるが、今後とも未成年者への酒類提供は禁止されていることなどの法令を遵守することを全従業員の意識に定着させる教育・指導を繰り返し徹底させることが肝要である。

2 各店舗の店長との密接な意思疎通

今回の事例は、会社としては、問題点の把握が必ずしも十分でなかったことに起因しているため、今後は店長との意思の疎通を一層密接に図ることが望まれる。

3 アルバイトを含む当社従業員に対するコンプライアンス意識の一層の涵養

本件を契機に、リーガルカードの活用などを通して、アルバイトを含む全従業員のコンプライアンス意識の一層の涵養を図る必要がある。

以 上